

農地転用許可に係る権限移譲の状況について ～令和2年4月1日から4市村で移譲範囲が拡大します～

農地管理課

1 本県の権限移譲の取組

県では、地方分権推進のため、平成17年度から「市町村優先の原則」を基本的な考え方として、市町村への事務・権限の移譲を推進しています。

〈本県における権限移譲の視点〉

- 住民の皆さんの利便性の向上
- 市町村の自治権の強化
- 市町村の総合的、効率的な行政運営の確保と地方行政全体のスリム化

2 農地転用許可に係る権限移譲について

農地転用許可事務についても、以下の理由により市町村へ権限移譲の提案を行ってきた結果、27市町村（※）に権限移譲済みとなっています。

※県と同様の権限を持つ指定市町村として農林水産大臣の指定を受けている新潟市・長岡市・見附市を含む。

〈農地転用許可権限の移譲を提案する理由〉

- ① 申請から許可までの期間の大幅な短縮により住民サービスが向上
- ② 地域の実情により詳しい市町村が農地転用許可の可否を判断可能

3 農地転用許可権限に係る権限移譲状況（令和2年4月1日～）

令和2年度から五泉市、十日町市、刈羽村、糸魚川市で農地転用許可の権限移譲の範囲が拡大します（2ha→4ha）。これにより、移譲済みの27市町村全てで4ha以下までの農地転用許可手続きを行うことができます。

移譲状況	権限移譲済		未移譲
	指定市町村	県からの権限移譲済市町村	
転用面積	面積制限なし	4ha以下	
市町村数	27	3	3
国協議要 4ha			
許可権限 国協議不要 2ha			
市町村	村上村	関川村	粟島浦村
	新発田市	阿賀野市	聖籠町
	胎内市	五泉市	阿賀町
	新潟市	三条市	加茂市
	田上町	燕市	弥彦村
	長岡市	見附市	小千谷市
	出雲崎町	魚沼市	南魚沼市
	湯沢町	十日町市	津南町
	柏崎市	刈羽村	上越市
	妙高市	糸魚川市	佐渡市